

尼崎市特別職報酬等審議会 議事録（第3回目）

- 1 日 時 平成 24 年 2 月 20 日（月）15:00～17:00
- 2 場 所 市役所本庁北館 4 階 4 - 1 会議室
- 3 出席者 委員（全員出席）
 稲葉嘉昭委員（会長） 松並潤委員（副会長）
 上田祥子委員 粟野毅委員
 数山美奈子委員 岸田園栄委員
 公門將彰委員 坂根英生委員
 趙信子委員
事務局
 安福人事管理室長 佐々木給与担当課長
 中村課長補佐 藤原係長 迫田主事
傍聴人 なし

4 配布資料の説明

市民意見聴取プロセスについて

これまで実施しているパブリックコメントでは、比較的熟度の高い最終段階に近い案に対しての市民意見募集であったが、それに加え、新たな取組みとして、もっと熟度の低い中間案的な段階での市民意見聴取を盛り込んだもの。

全体の流れ	当審議会における流れ
《ステップ1》 「現状や課題、考え方」や「議題解決へのプロセス、スケジュール」等を公表	市長、副市長の退職手当水準及び給与のあり方についての基本情報とスケジュール等を市民向けに広報（市ホームページ及び市報を媒体） 第3回審議会終了後の実施
《ステップ2》 ・市民意向調査として、市民からの意見募集等を実施	・審議会の議事録及び審議経過の概要を市ホームページ等で公表し、それらに対する市民意見の聴取を実施（意見聴取は電子メール等で受け付け） 第3回審議会以降、最終の審議会までを対象として実施

・その結果を踏まえ素案を作成	・中間答申案を作成 平成 24 年 6 月を目途
《ステップ 3》 決定した素案を公表し、パブリックコメントを実施	パブリックコメントを実施し、中間答申案に対する市民意見を募集 平成 24 年 7 月～8 月を目途
《ステップ 4、5》 ・パブリックコメントに寄せられた意見を整理・考慮し、最終的な成案を作成 ・成案をパブリックコメントの結果と併せて公表	・パブリックコメントに寄せられた意見に対する市の考え方を提示し、審議会内で検討 ・パブリックコメントの結果を公表 平成 24 年 9 月を目途 ・パブリックコメントに寄せられた意見を参考にしつつ、最終答申を作成・公表 平成 24 年 10 月を目途

尼崎市の財政状況について

「尼崎市の再生と発展をめざして（平成 23 年 4 月）」を基に尼崎市の財政状況について説明。

概要

景気低迷の影響を受け、歳入面では市税の大幅な増収は見込めず、一方、歳出面では、阪神・淡路大震災からの復旧・復興などに発行した市債の影響により公債費が高水準となっているほか、生活保護費等の扶助費が大幅に増加し高水準で推移するなど、引き続き厳しい財政状況となっている。

また、他都市と比較すると、尼崎市の将来負担比率（ ）の高さからも、尼崎市の財政状況の厳しさが見てとれる結果となっている。

（ ）将来負担比率…地方公共団体の一般会計が将来負担すべき実質的な負債を指標化した数値。将来財政を圧迫していく可能性の度合いを示す指標となる。

市長及び副市長の退職手当について

事務局より、5 つの案を提示した。

< 現在 >

	給料月額	算定式	支給額	中核市平均	阪神間平均
市長	1,177,000	× 0.60 × 48 月	33,897,600	28,393,147	21,464,480
副市長	942,000	× 0.35 × 48 月	15,825,600	15,557,390	11,198,800

【案1】平成16年特別職報酬等懇話会提言の踏襲

ア 考え方

平成16年度の特別職報酬等懇話会提言を踏襲するもの。

	給料月額	算定式	支給額	現行比較
市長	1,177,000	$\times 0.45 \times 48$ 月	25,423,200	8,474,400
副市長	942,000	$\times 0.30 \times 48$ 月	13,564,800	2,260,800

イ 中核市比較

市長 5位 32位

副市長 19位 35位

ウ 年収比較・他職比較

区分	年収 A	退職手当 B	4年間の収入総額 A×4年+B=C	退手込みの年収 C/4	局長級 最高を100	市長を 100
市長	19,158,617	25,423,200	102,057,668	25,514,417	204.4%	100.0%
副市長	15,333,405	13,564,800	74,898,420	18,724,605	150.0%	73.4%
局長級最高額	11,460,661	4,094,773	49,937,417	12,484,354	100.0%	48.9%

特別職の年収は期末手当2.95月分で算定 局長級の年収は期末勤勉3.95月分で算定(扶養等除外)
局長級の退職手当は(最高号給[553,800]×59.28+3百万)÷35×4年で算定

【案2】平成16年度特別職報酬等懇話会提言に阪神間の動向を加味

ア 考え方

平成16年当時の阪神間6市の平均額と現在の平均額では約20%引下げられている。

	平成16年提言時	H23.4.1時点	H24.4.1時点宝塚引下 後
市長	26,898,000	21,464,480 (20.2%)	21,356,240 (20.6%)
副市長	14,308,320	11,198,800 (21.7%)	11,136,800 (22.2%)

一方、尼崎市においては、平成20年度に、市長・副市長の給料月額を約5%引下げられていることをうけ、その差である約15%(20%-5%)を、平成16年度特別職報酬等懇話会提言に反映させる。つまりは、特別職報酬等懇話会提言内容に0.85を乗じた率とするもの。

市長・・・ $0.45 \times 0.85 = 0.3825$ 0.38

副市長・・・ $0.30 \times 0.85 = 0.255$ 0.26

	給料月額	算定式	支給額	現行比較
市長	1,177,000	$\times 0.38 \times 48$ 月	21,468,480	12,429,120
副市長	942,000	$\times 0.26 \times 48$ 月	11,756,160	4,069,440

イ 中核市比較

市長 5位 40位

副市長 19位 39位

ウ 年収比較・他職比較

区分	年収 A	退職手当 B	4年間の収入総額 A×4年+B=C	退手込みの年収 C/4	局長級 最高を100	市長を 100
市長	19,158,617	21,468,480	98,102,948	24,525,737	196.5%	100.0%
副市長	15,333,405	11,756,160	73,089,780	18,272,445	146.4%	74.5%
局長級最高額	11,460,661	4,094,773	49,937,417	12,484,354	100.0%	50.9%

【案3】阪神間・退職手当組合加入市長との均衡

ア 考え方

阪神間7市のうちの4市（伊丹市・宝塚市・川西市・三田市）が適用している率を準用する。

	給料月額	算定式	支給額	現行比較
市長	1,177,000	$\times 0.41 \times 48$ 月	23,163,360	10,734,240
副市長	942,000	$\times 0.25 \times 48$ 月	11,304,000	4,521,600

イ 中核市比較

市長 5位 34位

副市長 19位 39位

ウ 年収比較・他職比較

区分	年収 A	退職手当 B	4年間の収入総額 A×4年+B=C	退手込みの年収 C/4	局長級 最高を100	市長を 100
市長	19,158,617	23,163,360	99,797,828	24,949,457	199.8%	100.0%
副市長	15,333,405	11,304,000	72,637,620	18,159,405	145.5%	72.8%
局長級最高額	11,460,661	4,094,773	49,937,417	12,484,354	100.0%	50.0%

【案4】大阪府特別職報酬等審議会の考え方を準用

ア 考え方

大阪府の特別職報酬等審議会答申である『任期のある国家公務員である最高裁判所裁判官の支給割合に準じ、条例上の支給割合を100分の20とすることが適当』とした考え方を踏まえたもの

	給料月額	算定式	支給額	現行比較
市長	1,177,000	$\times 0.20 \times 48$ 月	11,299,200	22,598,400
副市長	942,000	$\times 0.20 \times 48$ 月	9,043,200	6,782,400

イ 中核市比較

市長 5位 41位

副市長 19位 41位

ウ 年収比較・他職比較

区分	年収 A	退職手当 B	4年間の収入総額 A×4年+B=C	退手込みの年収 C/4	局長級 最高を100	市長を 100
市長	19,158,617	11,299,200	87,933,668	21,983,417	176.1%	100.0%
副市長	15,333,405	9,043,200	70,376,820	17,594,205	140.9%	80.0%
局長級最高額	11,460,661	4,094,773	49,937,417	12,484,354	100.0%	56.8%

【案5】その他の考察

平成22年度の特別職報酬等懇話会において、行政委員会委員の比較対象とした関西圏中核市6市（高槻市・東大阪市・西宮市・姫路市・奈良市・和歌山市）の平均とする考え方もある。しかし、この6市平均では、市長は現行水準並み、副市長は現行より増額となる。また、中核市全体平均でも『1 平成16年特別職報酬等懇話会提言どおり』の支給水準を超えることとなる。よって、いずれの案も現実的ではない。

なお、『2 平成16年度特別職報酬等懇話会提言に阪神間の動向を加味』と『3 阪神間・退職手当組合加入市長との均衡』は、阪神間6市平均に近似する水準となる。

	現行	H16提言	中核関西6市	中核関西7市	全中核市	阪神間6市
市長	33,897,600	25,423,200	31,300,960	30,072,823	28,393,147	21,464,480
副市長	15,825,600	13,564,800	16,146,080	16,155,977	15,557,390	11,198,800

中核関西6市 ……高槻市・東大阪市・姫路市・西宮市・奈良市・和歌山市

中核関西7市 ……上記に大津市を加える

5 審議内容

市民意見聴取プロセスについて

委員：これまでのパブリックコメントと異なり、市民からの一方的な意見ではなく、市民意見を審議会での議論にも活かせるようにというのは良いが、市民感情的なものとして、「市長の給料が高い」という極端な意見が出てきた場合に、委員の意見と市民の意見が対立するというような構図にならないか心配である。

事務局：審議会の中でも、現在の市長の給与水準が高いのではないかという意見はあると思うし、市民からのそういった意見についても、1つの意見として捉えていただければと思う。

委員：具体的に市民からの意見が出されたときに、審議会としてどう捉えるべきかを改めて考えていこう。

委員：市民からの意見は匿名でも受け付けるのか。そうであれば、全く市と関係のない人でも意見が寄せられるということにならないか。

事務局：意見募集にあたっては、住所及び氏名の記載を求めていることとなっている。

尼崎市の財政状況について

- 委員 : 現在の尼崎市の財政状況は、阪神間で比較しても年度単位の収支については、それほど悪くはないが、過去の赤字が大きく負担になっているというように感じるが。
- 事務局 : はい。過去に建てられた公共施設等の返済が、現在の尼崎市の財政を圧迫している要因の1つとなっている。
- 委員 : 本来は、単年度で黒字を出して、その返済部分を補っていかなければならないということだが、現状ではそれも難しいということだと感じる。
- 事務局 : 少し補足説明をすると、今の地方財政は、尼崎市に限らず国への依存が高くなっていて、例えば、市税収入が増えても、その全部ではないが地方交付税が一部減額されるという構図になっている。そのため、歳入が一気に伸びるということは難しく、人件費や扶助費、医療費、公債費等の歳出部分を減らす努力をしている状況である。
- また、平成初期において100億円規模であった競艇場の収入が、最近ではほとんどなくなってしまっているということも、財政が逼迫している要因の1つである。
- 委員 : 交付税の算定はどうなっているのか。
- 事務局 : 大まかに言えば、市税収入とのバランスをとっており、つまり、市税収入が増えれば、地方交付税は減少するという仕組みである。
- なお、東京を除く全国のほとんどの地方自治体が地方交付税を受けているというのが現在の日本の状況である。
- 委員 : 医療費についても、市の負担が大きいのか。
- 事務局 : 例えば、国民健康保険は特別会計となるが、その保険料だけでは賅えないという問題もあり、一般会計から補填している状況となっている。
- 委員 : 個人市民税が上がるということはあまり期待できないと思うが。
- 事務局 : 確かに、所得層の違い、つまり1人当たりの納税額が他市と比較して尼崎市は低くなっており、今後も急激に個人市民税が増えるということは考えにくい。
- 委員 : 若い世代に尼崎市に入ってもらうためにも、子育てに関する施策が重要であろう。
- 委員 : 歳出の多くを占める人件費について、職員定数の削減というのは、計画通りに進んでいるのか。
- 事務局 : ほぼ計画通りに進んでいる。
- 委員 : あと、現代の大きな流れとしては、地方公務員の給与水準をどうするのかといった課題があるということか。
- 事務局 : それについても、今後の検討課題となる。
- また、歳出面ではもう1つ、公共施設の見直しという点も重視しており、

例えば、尼崎市の人口がピーク時の 55 万人程度あった時代に多く建てられた学校や市営住宅の見直し等、現在の人口 45 万人規模に見合った公共施設の在り方についての見直しを検討している。

委員： 一般企業においては、人件費、経費、利益がそれぞれ 3 分の 1 程度を占めることが通常であるが、その点で見れば、現在の尼崎市の市政運営自体がそれほど悪いという印象はなく、やはり扶助費等が財政を圧迫している状況であると感じられる。この財政状況を改善しようとする場合は、市長、副市長の給与水準や給与削減について時間を掛けて議論することよりも、職員の意識改革を行い、無駄を削減することが重要であると感じる。

市長及び副市長の退職手当について

委員： 市長、副市長の退職手当については、その水準の問題と支払い方の問題と大きく 2 つの議論が必要であるが、本日の残りの時間では、そのうちの水準について協議していきたい。

事務局： 本日、事務局からは 5 つの案を提示しているが、これらの案をたたき台として協議を開始していただければと思う。また、その中でこれらとは異なる案も出していただければと思っている。

委員： 退職手当組合というのはどういうものか。

事務局： 規模の小さい市町村が連合体として組合をつくり、一般職、特別職ともに退職手当に関してはその組合で事務を行うというものである。

委員： この退職手当組合が適用している支給率に合わせる必要はあるのか。

事務局： 特別職の退職手当については、全国各市それぞれであり、必ずしも退職手当組合の率に合わせる必要はない。

委員： 事務局の提示した 5 案の中からどれかを選ぶという考え方には、少し疑問が残る。退職手当というのは、前回の審議会での事務局説明でもあったように「功績」、「後払い」、「生活保障」といった 3 つの要素からなっており、その配分率をこの審議会で決定できれば 1 番いいと思う。ただ、それをする場合、功績部分をどうやって判断するかが非常に難しいとは思いますが。

単なる他市との比較ではなく、尼崎市としての考え方があればいいと思う。

委員： 前回も出た議論であるが、功績部分というのは、例えば民間企業であれば株主総会等で決定され得るが、これを市に置き換えた場合に、誰が評価するのか、議会なのか、市民なのか等、具体的なイメージが出ない。議会が判断するにしても、与党と野党ではその判断基準が大きく異なるという問題もある。

委員： 功績部分を入れるべきという理念はその通りだと思うが、やはり実際には難しいのではないか。

委員： 前市長のときに、市長の退職手当を約 500 万円にするという条例案は否決

されたとのことであるが、当時の議会はどういう判断をしたのか。

事務局：前市長のときは、平成16年の尼崎市特別職報酬等懇話会より、市長の退職手当が「給料月額×在職月数×45/100」、副市長が「給料月額×在職月数×30/100」という提言がなされたが、条例提案にあたっては、市長公約もあり、市長は「給料月額×4年(約500万円)」という条例案を提出することとなった。議会としては、この「懇話会からの提言内容以外での条例案提出」という点で否決に至っており、「市長の退職手当約500万円」が是か非かという視点での最終判断はなされていない。

委員：そもそもなぜ4年としたのか。

事務局：一般職のケースに当てはめると、4年の勤続では退職手当は給料月額×4年となるので、それに合わせたという考え方である。

委員：平成16年の懇話会では、市長の退職手当を約500万円にするという意見は出なかったのか。

事務局：意見は出たが、最終的に尼崎市長の退職手当は「給料月額×在職月数×45/100」が適正であるとの結論に至った。

委員：現市長の退職手当を約500万円にするというのは、財源対策か。

事務局：財源対策として、現任期の退職手当を約500万円にするという公約を掲げている。

なお、前市長の公約では、恒久的に約500万円とするものであったが、これが受け入れられなかったということである。

委員：前市長としては、本来の税収で賄うべき市政運営ができていない状況を考慮して、恒久的に市長の退職手当を約500万円にするという考えではなかったのか。

事務局：財政状況を考慮した部分については、前市長も現市長もかなりの給与削減を行っている。前市長の退職手当にかかる公約については、退職手当が次期選挙の資金として活用されるという問題を考えてのことで、そういう面では、財政状況のみではなく、ある種の政治的な判断もあってのことだと思う。

委員：前回までの事務局の説明でも、給料と退職手当は条例で規定している等、その都度の増減が困難ということであったが、期末手当であれば、ある程度柔軟に設定できるのか。

事務局：期末手当についても条例で規定しており、柔軟な設定ができるというものではない。

委員：やはり、事務局から提示された複数案の中からの選択ではなく、審議会としての結論を出すための議論をするべきで、退職手当のみではなく、総額の収入ベースで考えていくべきではないか。

委員：本日は、まだ結論を出す段階ではないので、この議論については、また次回に持越しということでしょうか。

全委員　：　異議なし。

6　その他

第2回議事録の確認及び承認
次回の開催について

以　上